

円山川の豊かな自然環境を
次世代に引き継ぐために…



フジバカマ



カワラハハコ

ふせごう水質事故

なくそう不法投棄

最新のゴミマップは[こちら](#)から

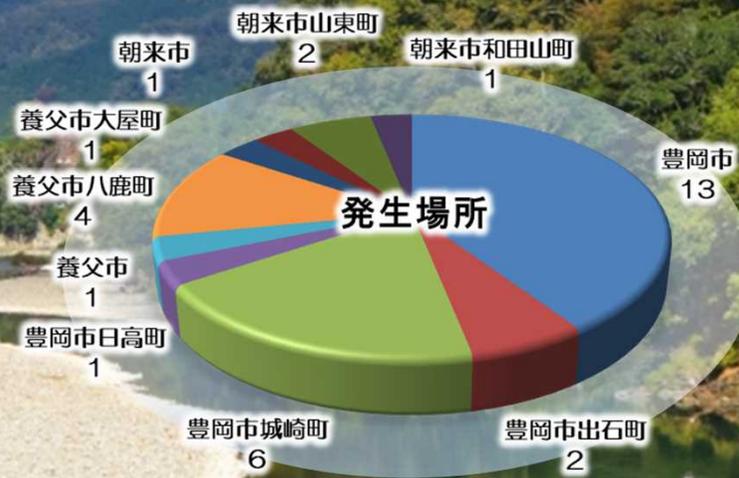


ウグイの跳躍 (蓼川井堰)



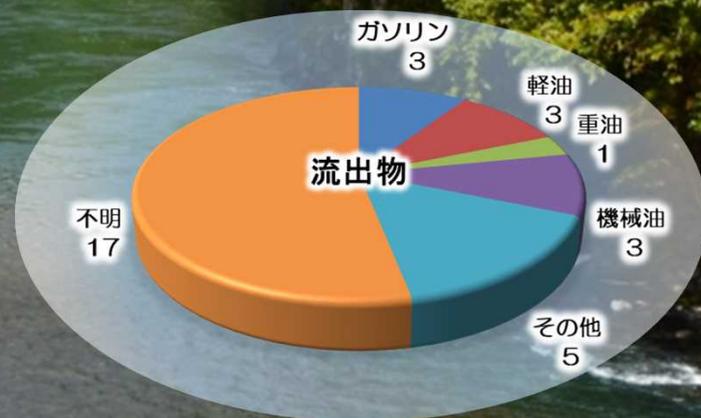
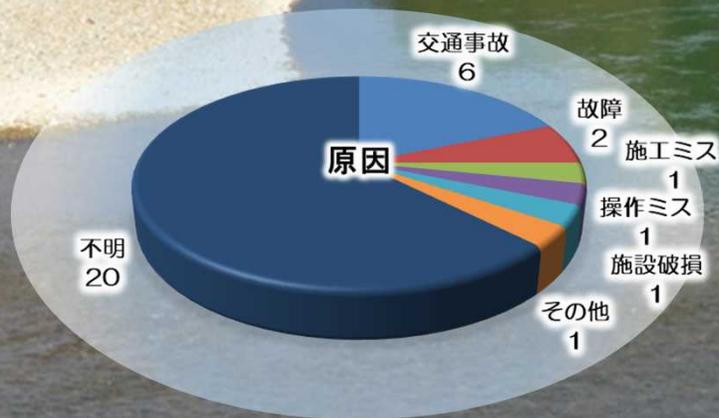
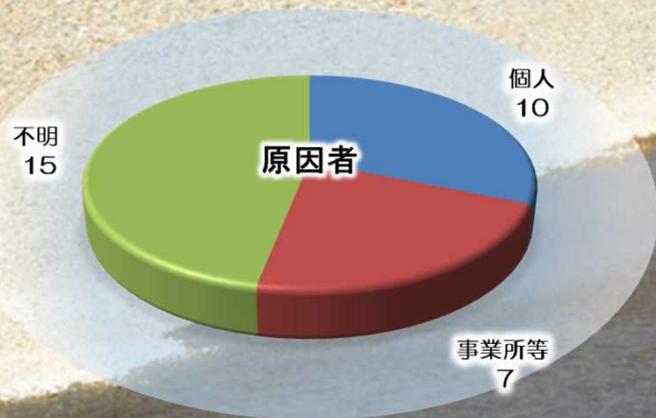
サケの遡上 (出石川)

ふせごう水質事故 ① 現在起きていること



平成29年度から令和3年度までの5年間に円山川流域で発生した水質事故は**32件**でした。

このうち17件は流出物が不明で、15件は原因者が特定できませんでした。



豊かな水の恵みや心に癒やしを与えてくれる円山川を守り、次世代に引き継ぐために、私たちが出来ることは何でしょう・・・。

ふせごう水質事故 ② 家庭でできること



★ 家庭では ★



天ぷら油や古くなった灯油は下水や水路に流さず**適切に処理**しましょう。
※故意に流出させた場合は、河川法又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により処罰されます。



灯油などをポリタンクで保管する場合は、**キャップをしっかりと閉めましょう**

閉め方が緩いと、タンクが転倒した際に中身が漏れ出す恐れがあります

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意ください

ふせごう水質事故 ③ 事業所でできること



★ 事業所では ★



油圧系や配管類・屋外貯蔵タンクはこまめに点検し

- 亀裂
- サビ
- 曲がり
- へこみ
- 継ぎ手部分の油にじみ 等があれば早めに補修や交換を！

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意ください

ふせごう水質事故 ④ まず通報！

- 水路や河川で油（膜）を発見したら
- 水路や河川へ油や薬品等を流出させてしまったら

水質事故は時間が経つほど、対応が困難になります。

水路や河川の管理者が解っている場合は、その管理者へ
管理者が解らない場合は、最寄りの行政機関へ**通報して下さい。**

- 台所洗剤では油を中和できません。**
台所洗剤を散布すると、かえって**回収が困難になります**ので、
絶対に使用しないで下さい。

※薬剤・薬品などの保管・取扱にも十分ご注意下さい



ふせごう水質事故 ⑤ 原因者負担の原則



水質事故対応（拡散防止、回収と処分）に要する費用は、原因者にご負担頂きます。



拡散防止と回収材設置の例

河川法（昭和39年法律第167号）抜粋
（原因者負担金）

第六十七条 河川管理者は、他の工事又は他の行為により必要を生じた河川工事又は河川の維持に要する費用については、その必要を生じた限度において、当該他の工事又は他の行為につき費用を負担する者にその全部又は一部を負担させるものとする。

ふせごう水質事故 ⑥ 関係法令



※関係法令

◇河川法^Q（昭和39年法律第167号）抜粋

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可）

第二十九条 第二十三条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

2 （略）

◇河川法施行令^Q（昭和40年政令第14号）抜粋

（河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止）

第十六条の四 何人も、**みだりに次に掲げる行為をしてはならない。**

一 河川を損傷すること。

三 **河川区域内の土地**（略）**に次に掲げるものを捨て、又は放置すること。**ただし、河川区域内において農業、林業又は漁業を営むために通常行われる行為は、この限りでない。

イ 船舶その他の河川管理者が指定したもの

ロ 土石（砂を含む。以下同じ。）

ハ イ又はロに掲げるもののほか、**ごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物**

三 （略）

2 （略）

※罰則規定

第五十八条 第十六条の四第一項の規定に違反して、河川を損傷した者は、**六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金**に処する。

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、**三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金**に処する。

一 （略）

三 第十六条の四第一項の規定に違反して、**河川区域内の土地に同項第三号イからハまでに掲げるものを捨て、又は放置した者**

三 （略）

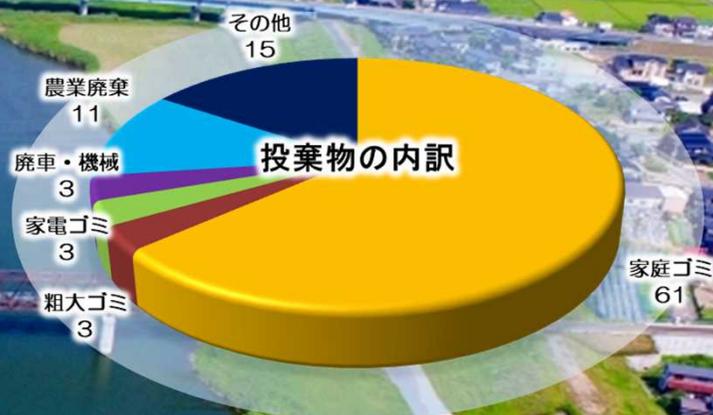
（略）

第六十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十八条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

なくそう不法投棄 ① 現在起きていること



年度別発見件数



平成29年度から令和3年度までの5年間に円山川（国管理区間）で発見した不法投棄は96件でした。
このうち61件は家庭ゴミ（ポイ捨て含む）でした。

豊かな水の恵みや心に癒やしを与えてくれる円山川を守り、次世代に引き継ぐために、私たちが出来ることは何でしょう……。

なくそう不法投棄

② 円山川が泣いている



2020/8/7戸島 (家庭ゴミ)



わざわざ箱に入れて・・・

2021/7/30加陽 (家電ゴミ)



樋門下に隠すように・・・

2021/7/26日置 (廃車・機械)



ここまで運ぶなら・・・

2020/1/20伊豆 (家庭ゴミ)



分別しているのに・・・

2021/5/10赤石 (家電ゴミ)



複数の人が恒常的に・・・

2018/11/26中郷 (農業廃棄)



これが餌となり・・・

2019/1/25上ノ郷 (家庭ゴミ)



橋桁の下に隠すように・・・

2021/3/4鳥居 (粗大ゴミ)



近くには野焼きの跡も・・・

2022/3/14加陽 (その他)



洪水が来たら・・・

なくそう不法投棄 ③ 不法投棄は犯罪です



◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律（関係法令参照）では、**みだりにゴミを捨てる**と、**5年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金またはこれを併科する**と規定されています。

ご家庭で発生した**ゴミ**は、お住まいの自治体の定めに従い**適切に処理**しましょう。

◆円山川はゴミ箱ではありません。
円山川の景色を楽しんだ後は、その景色を保つためにも**ポイ捨てはやめ**ましょう。

◆**不法投棄を見つけたら**・・・
近くの**行政機関に通報**して下さい。

なくそう不法投棄 ④ 関係法令



※関係法令

◇廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）抜粋

（定義）

第二条 この法律において「**廃棄物**」とは、**ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物**又は**不要物**であつて、**固形状又は液状のもの**（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

（投棄禁止）

第十六条 何人も、**みだりに廃棄物を捨ててはならない。**

※罰則規定

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、**五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。**

（略）

十四 **第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者**

（略）